

別記3（第106条の2関係）

物品購入契約約款

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この物品購入契約約款（契約書を含む。以下同じ。以下「契約約款」という。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約約款及び設計図書を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入（設計図書に定めがある場合は、物品供給のための必要な措置を含む。以下同じ。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 納入を完了するために必要な一切の手段については、この契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この契約約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12 契約代金には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。

13 単価契約に係る売買数量は、契約期間中における需要量とし、発注者は必要の都度別途発注するものとする。

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を発注者に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の額は、契約代金（単価契約にあつては、単価に納入すべき数量を乗じて得た契約の金額相当額。）の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の契約保証金について、入札の公告若しくは指名の通知又は見積の通知により契約書記載の物品購入の受注者となる者が一定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、受注者が発注者の定める条件を満たしているときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料又は製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料又は製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(納品書の提出)

第6条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

(物品の納入等)

第7条 物品の納入は、全部を同時に行うものとし、納入に要するすべての費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者が分割納入を指示した場合、又は受注者があらかじめ発注者の承諾を得た場合は、物品を分割納入することができる。

2 受注者は、物品を納入（分割納入する場合は分割納入ごと）しようとするときは、発注者に前条に規定する納品書の提出をし、検査を受けなければならない。

(納入の中止)

第8条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができない理由により納入物品に損害を生じ、若しくは納入状況が変動したため、受注者が物品を納入できないと認められるときは、発注者は、直ちに受注者に通知して、物品の全部又は一部の納入を中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、納入の中止内容を受注者に通知して、物品の全部又は一部の納入を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により物品の納入を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第9条 受注者は、天災等で受注者の責めに帰すことができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を

請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第 10 条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第 11 条 納入期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第 9 条の場合にあっては発注者が納入期限変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が納入期限変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約代金の変更方法等)

第 12 条 契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約代金の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 13 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 14 条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 物品の納入により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、物品の納入に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち物品の納入につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項に規定するほか、物品の納入について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第 16 条 発注者は、第 7 条の規定による納入があったときは、その日から起算して 10 日以内に納入された物品を検査するものとする。この場合において、発注者は、検査の日時及び場所を指定して受注者の立会いを求めるものとし、受注者が立ち会わないときは、受注者は検査の結果に意義を申し立てることができないものとする。

2 前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗、又は毀損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、費用を要する原因が発注者の責めに帰すべきものであるときは、発注者の負担とする。

3 検査の結果不合格となった場合は、受注者は自己の負担でその物品を引き取るとともに、発注者から期限を指定されて代品の納入を指示されたときは、その指定期限内に代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合の納品及び検査については、前各項の規定を準用する。

4 発注者は、検査の結果品質不良、数量不足等のため不合格となる場合であっても、支障がないと認めるときは、契約金額を減額してその物品を受入れることができる。この場合の契約金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

5 発注者は、検査に合格したと認めたとき、又は前項の定めにより受入れることとしたときは、その旨を受注者に通知し、受注者は、物品を発注者に引き渡すものとする。

6 物品の所有権は、前項の定めによる引渡しの日から発注者に移転するものとする。

(契約代金の支払)

第 17 条 受注者は、第 16 条第 1 項の規定による検査に合格したとき又は同項 4 項の規定により受け入れることとしたときは、発注者に契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者が、物品の分割納入を認め、当該分割納入分の契約代金相当額を支払うこととしているときは、前 2 項の規定に準用する。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により第 16 条第 1 項に規定する期間内に検査をしないとき

は、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（納品検査前の使用）

第 18 条 発注者は、第 16 条第 1 項の規定による検査前においても、契約の物品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定による使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約の履行に係る受注者の提案）

第 19 条 受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書の変更を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、第 20 条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

（契約、設計図書の変更）

第 20 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、納入期限、契約代金その他の契約書の内容の変更を変更することができる。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、納入期限、契約代金その他の契約書の内容の変更を変更することができる。

（賃金又は物価の変動に基づく契約代金の変更）

第 21 条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金の変更を求めることができる。

3 前 2 項の規定による請求があった場合において、当該契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

（中間検査）

第 22 条 受注者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、物品の納品前に立会いの上、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者

の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る納品予定の物品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 5 受注者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(契約不適合責任)

第 23 条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代品の引渡し又は不足物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 24 条 発注者は、第 16 条第 5 項の規定による所有権移転の日から 1 年以内でなければ、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）について設計図書で別段の定めをした場合は、その設計図書の定めるところによる。
- 3 第 1 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、第16条の規定による検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 納入された物品の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(発注者の任意解除権)

第25条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第27条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第23条の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、その契約不適合が物品を除却した上で再び納入しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ

ば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 第29条又は第30条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条 第26条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため、契約代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定により、納入の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が物品の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の納入が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第32条 発注者は、この契約が物品の納入が完了するまでの間に解除された場合で、既納入部分があるときは、納入された物品を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた物品・数量に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、納品された物品を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が物品の納入が完了するまでの間に解除された場合において、納入場所等に受注者が所有し、又は管理する材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、納入場所等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は納入場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、納入場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限までに物品を納品することができないとき。

(2) この物品に契約不適合があるとき。

(3) 第26条又は第27条の規定により、物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金（単価契約にあっては、単価に納入すべき数量を乗じて得た契約の金額相当額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第26条又は第27条第1項の規定により物品の納入が完了するまでの間にこの契約が解除されたとき。
- (2) 物品の納入が完了するまでの間に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第27条第2項の規定により物品の納入が完了するまでの間にこの契約が解除されたときは、受注者は、契約代金（単価契約にあっては、単価に納入すべき数量を乗じて得た契約の金額相当額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約代金から既納入部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）で計算した額を請求するものとする。
- 7 第2項の場合（第27条第1項第8号又は第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (3) 第17条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することがで

きる。

(不正行為に伴う賠償の予約)

第 35 条 受注者は、この契約について第 27 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約代金（単価契約にあつては、単価に納入すべき数量を乗じて得た契約の金額相当額。）の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する日までに発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 3 号のうち、受注者が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても、法令に定めるところにより損害賠償の請求権が時効によって消滅するまでの間、適用するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 36 条 この契約約款において、書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法のほか、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 37 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日まで法定率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定率で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 38 条 この契約約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。